

「ヤードについて…」

ヤードとは、周囲が鉄壁等で囲まれた作業場等であって、海外への輸出等を目的として、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設をいい、国内の一部のヤードでは、盗難車の解体や転売、不正輸出などの指摘がされています。

近年では、不法滞在者や盗品保管など犯罪インフラの要因となることから警察の取り締まりが強化されているところです。

埼玉県内には、約250箇所のヤードがあるうち、松伏町には26箇所のヤードが存在し、吉川市と合わせると、吉川松伏消防組合が管轄するヤードは30箇所以上となります。これは埼玉県東部地域の約20%を占め、ヤード件数は上位となります。

松伏町のヤード経営者の9割以上が外国人経営者であり、その地域は、ガーナ、パキスタン、カメルーン、ナイジェリア、アフガニスタン、ベトナム、中国、タイなど多国籍であり、言葉の壁や文化の違いは、意思疎通がうまく図れず、指導内容が伝わらないことや適用法令を説明しても法令が難解であるため、理解できずに戸惑う場面も少なくありません。このような場面にも対応するため、注意喚起を翻訳したチラシや翻訳アプリなどを活用し違反是正を前進させているところです。

ヤードには、海外輸出など商品となる自動車や解体部品等が保管されているため、経営者の防犯意識は比較的高く、高い確率で防犯カメラが設置されています。一方、火災予防への意識は低く、解体作業で排出された部品や一般ゴミなどをドラム缶で焼却するといった違法行為が数多く見受けられます。これは日本の法律を知らず、母国の感覚で行われていることが考えられ、近隣住民からの通報や苦情、相談で発覚している状況です。

日本国内での就労において、外国人だから…言葉が通じないから…法令を知らなくても…といったことを理由に違法行為が許されることは決してありません。日本の法律（ルール）を知らない場合は、まず違法行為であること、違法行為の代償（失火罪や罰金刑など）がどれほど大きいものかしっかり理解できるよう粘り強く指導を行っています。